

令和8年度 区長業務説明会 議事録

日時

令和8年4月25日（土曜）

【第一部】13時15分～15時（対象：廃棄物減量等推進員兼任の区長）

【第二部】15時30分～16時50分（対象：区長）

※各区長には、第一部または第二部のいずれかの部に御出席いただきました。

※昨年度同様「区長」と「廃棄物減量等推進員」を兼任する方に対しては、市役所からの会議出席要請を減らすために、「区長業務説明会」と「廃棄物減量等推進会議」を合同で開催しました。

会場

守谷市役所 大会議室

市等の出席者

- ・守谷市役所
 - 生活経済部 : 高橋部長
 - 市民協働推進課 : 中山次長兼課長、飯島課長補佐、石濱係長、谷田部主任、亀井主事
 - 生活環境課 : 山崎課長、上濱係長、高見主任、中野主任
 - 交通防災課 : 福島次長兼課長、長妻係長
- ・社会福祉協議会 : 高橋事務局長

説明会次第

説明会次第	
第一部	第二部
1 開会	1 開会
2 市長挨拶	2 市長挨拶
3 委嘱状交付	3 委嘱状交付
4 区長業務説明会	4 区長業務説明会
5 廃棄物減量等推進員会議	5 質疑応答
6 質疑応答	6 閉会
7 閉会	

区長業務説明

① 市民協働推進課 【資料1】【資料2】

- ・ 資料1「令和8年度区長業務説明」を用いて、4月10日文書配布にて各区長にお届けしている「自治会ハンドブック」から、特に重要な点を抜き出して、石濱係長が説明しました。
- ・ 資料2「守谷市自治会連絡協議会役員の選出のお願い」を用いて、市内157名の区長で構成する「守谷市自治会連絡協議会」があり、この中から選出された役員で構成する役員会があり、役員就任への申出、推薦をお願いしました。

② 生活環境課 【資料3】

- ・ 資料3「生活環境課の業務の関連でお伝えしたいこと」を用いて、今年度から変更になったごみの捨て方、リチウムイオン電池の回収方法・回収場所、9月の環境美化の日の廃止等を説明しました。

③ 交通防災課 【資料4】

- ・ 資料4の「防犯灯・道路反射鏡（カーブミラー）設置申請について」を用いて、長妻係長が申請方法等を説明しました。

④ 守谷市社会福祉協議会 【資料5】

- ・ 資料5の「守谷市社会福祉協議会事業への協力について」を用いて、高橋事務局長が取組等を説明しました

廃棄物減量等推進員会議（第一部のみ）

- ・ 別添資料の「廃棄物減量等推進員の手引き」を用いて、生活環境課の高見主任が説明しました。特に常総環境センターの不燃ごみ処理施設で火災が発生したため、4月から新設された金属・割れ物のごみ、リチウムイオン電池の取り扱いについて説明がありました。

その他（質疑応答）

【第一部】

区長：地域担当職員の扱いについて、担当職員を通じて、各課に何かお願いをしたことはないが、この制度は続けるのか。

市民協働推進課：地域によって活動の違いはあると思われるが、有効な制度であり、継続していきたいと考えている。

区長：環境美化の日の道路清掃に際して、市が参加者に保険をかけてほしい。

生活環境課：今後の検討課題とさせてほしい。

社会福祉協議会：全国社会福祉協議会でボランティア活動保険の加入を受け付けているので、活用いただきたい。

区長：A宅の木の枝が伸びてB宅に入ってしまった、というようなトラブルの際に市が間に入ってほしい。

生活環境課：隣同士であれば当人同士での解決が一番であるが、それが難しい場合、第三者による調停や法律相談などの案内も可能である。

区長：今年度から始まったごみ収集の際の黄色い袋（金属・割れ物類）の周知が徹底されてないため、改めて回覧を回してほしい。

生活環境課：SNS等を使用し、もっと積極的に頻度も上げて、定期的に周知できるように努めたい。

区長：ごみ集積場に貼る用として、ごみの捨て方をラミネートしたものを作ってもらえるような体制を整えてほしい。

生活環境課：連絡をいただければ、生活環境課にてラミネートしたものを用意する。

【第二部】

区長：9月の環境美化の日は中止にするとのことだが、ホームページはそのままになっている。

生活環境課：すぐに修正をする。

区長：ごみ集積場は箱型やむき出しの物があるが、むき出しの場合、カラスに荒らされて困る。箱型にする場合、補助はあるのか。

生活環境課：ごみ集積場の管理は各自治会・町内会になるので、現時点では補助はない。今回の件は内部で情報共有させてほしい。

区長：防犯灯設置までの期間を教えてください。

交通防災課：申請していただいてから、1か月半ぐらいを予定している。

区長：防犯灯の距離や照度などの設置基準を知りたいが、ホームページで公表されているのか。

交通防災課：ホームページにおいて、「防犯灯・設置基準要綱」の文字で検索していただくと表示される。なお、照度に関しては、0.5ルクス未満は暗いと判断する。

区長：環境美化の日が減ると、町内会でやる草刈りが増える。刈った草をごみ袋に入れる作業が大変である。サイズの大きいごみ袋を作ってほしい。

生活環境課：ごみ袋を作るのは難しい。袋に入れずに刈った草を処分する代案として、市の幌付きトラックを貸し出すことは可能なので、それを使って市外の堆肥所に持っていくという方法もあるが、処分は有料になってしまう。

区長：現在、自治会で廃棄物がでた場合、市で許可書をもって自分で常総環境センターに持ち込めば無料になるが、自治会で行った草刈りのごみに関しても同様に無料となるのか。

生活環境課：自治会の活動において出たごみであれば、ごみ袋に詰めて持って行くことになるが、可燃ごみとして減免対象になる。

区長：防犯灯、カーブミラーの申請に期限はあるのか。また、複数箇所申請の場合は優先順位をつけるがあるとあるが、実際に複数申請した場合、市の判断で複数つけてもらうことは可能なのか。またスマホ申請可能とあるが、どのように申請するのか。

交通防災課：申請期限はない。複数設置も可能だが、市の判断になる。スマホ申請は「いばらき電子申請システム」から申請できる。

区長：広報紙はパソコンで見るから配布不要という方への対応は。

市民協働推進課：不要な方に配布しない場合は、区長業務委託料請求の際に配布数、配布不要の件数を明確にして提出いただきたい。

区長：防犯カメラの設置に関して補助はあるのか。

交通防災課：今年度から補助制度を導入する。5月10日の広報紙に記事を掲載し、6月1日から申請が開始となる。

区長：自治公民館の建設補助制度において、エアコンは公民館の備品として補助があるのに、冷蔵庫は補助の対象にならない。冷蔵庫も対象にならないか。

市民協働推進課：エアコンに関しては当初補助の対象ではなかったが、地球温暖化の影響により、自治公民館での活動において利用者の安全・安心の確保のため必要なものと判断し対象となっているが、冷蔵庫に関してはその考えに基づき対象外としている。

区長：黄色いゴミ袋の使い方について伺いたい。空き缶は黄色（金属・割れ物）と緑色（資源ゴミ）のどちらの袋なのか。

生活環境課：黄色（金属・割れ物）はリサイクルが出来ないような物、緑（資源ゴミ）はきれいでリサイクル可能な物として、分別していただきたい。

区長：自治会未加入の方のごみの捨て方のマナーが悪いが、未加入の方に対して自治会長、区長が指導して良いものか。また、ゴミステーションのネットが破けたり、修繕が必要な場合に業者を紹介してほしい。

生活環境課：捨ててあるごみに個人名など捨てた者が分かる情報が分かる物があれば、市で対応できることもあるので、その場合は生活環境課に連絡をしてほしい。また、特定の事業者の紹介は公平性の観点から問題があるため、市では修理業者の紹介はしていない。

区長：市の防災対策と自治会の対策のガイドラインはあるのか。

交通防災課：防災については、話の幅が広がってしまうので、個別に対応したい。また、市の地域防災計画を令和7年度に改定し、ホームページで公表しているので、一読願いたい。